

ふるさと住民登録制度モデル事業の選定について

総務省が実施する「ふるさと住民登録制度モデル事業」について、令和8年3月27日付けで本市が対象自治体として選定されましたのでお知らせします。

本事業は、関係人口を可視化し、創出・拡大を図るため、地域と多様な関わりを持つ人々を「ふるさと住民」として登録し、継続的な関係づくりを推進する取組です。

本市は、タイプB（後発型）として令和8年2月18日付で総務省へ応募を行い、このたび選定されたものです。

また、宮城県がタイプC（広域型）として実施する同モデル事業においても、本市は連携先市町村としており、あわせて選定されております。

本市においては、宮城県とも連携しながら、本制度の導入・運用に関する検証を行い、地域の魅力発信や関係人口の拡大につなげてまいります。

記

1 事業名

ふるさと住民登録制度モデル事業

2 事業概要

本事業は、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）に基づき創設される「ふるさと住民登録制度」の導入に向けたモデル事業である。

アプリを活用し、誰もが関心のある自治体を登録し、情報提供や担い手活動等を通じて地域との継続的な関わりを深める仕組みを構築する。

選定自治体においては、総務省が契約する事業者と連携し、アプリの活用に関する検討・実証を行い、その結果を踏まえた機能改善や全国展開に向けた知見の共有を図るものであり、令和8年度中後半の本格運用開始を予定している。

3 選定結果

タイプB（後発型）の対象自治体として選定

※宮城県（タイプC（広域型））の連携先の市町村としても選定

4 今後の取組

宮城県とも連携し制度の構築・実証を実施

5 県内選定自治体

大崎市，石巻市，丸森町